

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	：
	：

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

公益社団法人庄原法人会

電話番号等 0824-72-1889

URL等 sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



県税からのお知らせ

地方税の申告・申請・届出は、eLTAX(地方税ポータルシステム)をご利用ください

エ ル タックス

eLTAX利用に関するお願い

- ▶利用時間 8:30～24:00(土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く)
毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。
- ▶詳しくはeLTAXホームページへ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ▶お知らせ ◎ 令和元年10月1日から、地方税共通納税システム(電子納税)が始まりました。
「地方税共通納税システム」とは、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。
広島県では、令和2年9月以後に電子納税をされた法人については、次回以降納付書を送付しないこととしました。



エルレンジャー

- ◎ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う申告について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。

誤りの多い事例

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については

予定申告に経過措置が設けられています

平成31年度の税制改正により、地方法人特別税・譲与税が廃止され、新たに特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設されました。

そのため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税とあわせて特別法人事業税の申告をすることとなり、予定申告に経過措置が設けられていますのでご注意ください。

◎ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度

- ★法人県民税 (前事業年度の法人県民税法人税割額×1.9)÷前事業年度の月数
- ★法人事業税 (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6.3
- ★特別法人事業税 (前事業年度の法人事業税額(合計)÷前事業年度の月数)×2.3

◎ 次年度以降

- ★法人県民税 (前事業年度の法人県民税法人税割額×6)÷前事業年度の月数
- ★法人事業税 (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6
- ★特別法人事業税 (前事業年度の特別法人事業税÷前事業年度の月数)×6



<お問い合わせ先> 広島県北部県税事務所 課税課 ☎ (代表) 0824-63-5181

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請により1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などが対象になります。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
※申請方法：①郵送 ②eLTAX ③市役所(本庁・各支所)に持参
※申請書：市役所の窓口、市のHPに掲載
- ・ 申請書のほか、前年・当年の収入や現預金の状況がわかる資料（例えば売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど）を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



**痛みが
長続きしている**



**健康診断の結果を
見てもよくわからない**



**病院選びの
基準がわからない**



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

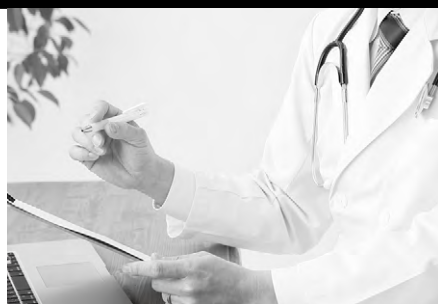
法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
**おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。**

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！

これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

竹内光義（副会長・広報総括）
井田由也（広報副委員長）
迫田英伸（広報委員）
定丸義輝（専務理事）

塩本誠二（広報委員長）
藤谷善久（広報委員）
安部隆弘（広報委員）

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/
広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
TEL 082-535-6010